

新	旧	備考
貿易一般保険約款 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001 <u>沿革 令和2年2月28日 一部改正</u>	貿易一般保険約款 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001	
第1章 総則 第1条 (略)	第1章 総則 第1条 (略)	
(定義) 第2条 この約款における以下の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 一～七 (略) 八 「被保険者等」とは、保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者又はこれらの者の <u>役員</u> 、代理人若しくは使用人をいう。 九～十三 (略)	(定義) 第2条 この約款における以下の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 一～七 (略) 八 「被保険者等」とは、保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者又はこれらの者の代理人若しくは使用人をいう。 九～十三 (略)	
第2章 (略)	第2章 (略)	
第3章 損失額及びてん補責任額 第5条～第7条 (略)	第3章 損失額及びてん補責任額 第5条～第7条 (略)	
(免責) 第8条 日本貿易保険は、第21条第4項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。 一～三 (略) <u>四 輸出契約等に関して被保険者等による不正競争防止法(平成5年法律第47号)又は刑法(明治40年法律第45号)の贈賄に関する規定違反があつた場合において生じた損失</u> <u>五 第11条第1項各号に規定する保険責任の開始日前に発生した第4条各号のいずれかに該当する事由によって生じた損失</u> <u>六 保険申込時の申告内容に事実との相違がある場合又は不正確な申告があることにより、日本貿易保険が別に定める基準を満たさない輸</u>	(免責) 第8条 日本貿易保険は、第21条第4項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。 一～三 (略) <u>四 第11条第1項各号に規定する保険責任の開始日前に発生した第4条各号のいずれかに該当する事由によって生じた損失</u> <u>五 保険申込時の申告内容に事実との相違がある場合又は不正確な申告があることにより、日本貿易保険が別に定める基準を満たさない輸</u>	

新	旧	備考
出契約等について、貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00071）に規定する日本貿易保険の内諾を得ずに保険契約が締結された場合において生じた損失（ただし、日本貿易保険が手続細則で定める保険契約の訂正を承認した場合は、当該承認日以後に発生した第4条各号のいずれかに該当する事由による損失を除く。）	出契約等について、貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00071）に規定する日本貿易保険の内諾を得ずに保険契約が締結された場合において生じた損失（ただし、日本貿易保険が手続細則で定める保険契約の訂正を承認した場合は、当該承認日以後に発生した第4条各号のいずれかに該当する事由による損失を除く。）	
第9条 （略）	第9条 （略）	
（保険契約の解除） 第10条 日本貿易保険は、第21条第2項、第22条第4項及び第6項並びに第23条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。 一 被保険者等が、輸出契約等に関して不正競争防止法又は刑法の贈賄に関する規定に違反したとき 二～四 （略） 2～3 （略）	（保険契約の解除） 第10条 日本貿易保険は、第21条第2項、第22条第4項及び第6項並びに第23条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。 一 <u>保険契約者又は被保険者が、輸出契約等に関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）の贈賄に関する規定に違反したとき</u> 二～四 （略） 2～3 （略）	
第11条 （略）	第11条 （略）	
第4章 保険契約者又は被保険者の義務 第12条 （略）	第4章 保険契約者又は被保険者の義務 第12条 （略）	
（包括特約書による保険契約以外の場合の他の保険契約の通知義務） 第12条の2 前条の規定にかかわらず、保険契約者又は被保険者は、保険契約者又は被保険者が一定の期間内に締結する輸出契約等について包括して保険契約を成立させるべきことを日本貿易保険が特に約している場合であって、当該保険契約以外の保険契約を申込みときは、保険契約申込み時にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。	（包括特約書による保険契約以外の場合の他の保険契約の通知義務） 第12条の2 前条の規定にかかわらず、保険契約者又は被保険者は、<u>輸出契約等について</u>、保険契約者又は被保険者が一定の期間内に締結する輸出契約等について包括して保険契約を成立させるべきことを日本貿易保険が特に約している場合であって、当該保険契約以外の保険契約を申込みときは、保険契約申込み時にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。	
第13条～第22条 （略）	第13条～第22条 （略）	

新	旧	備考
(贈賄行為に関与しない旨の宣誓義務等) 第22条の2 保険契約者及び被保険者は、不正競争防止法及び刑法の規定に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを日本貿易保険に対して誓約しなければならない。 <u>2 被保険者等が輸出契約等に関して不正競争防止法又は刑法の贈賄に関する規定に違反した罪により起訴された場合、保険契約者又は被保険者は、日本貿易保険に対して速やかに報告しなければならない。</u>	(贈賄行為に関与しない旨の宣誓義務) 第22条の2 保険契約者及び被保険者は、不正競争防止法の規定に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを日本貿易保険に対して誓約しなければならない。	
第5章 (略)	第5章 (略)	
第6章 保険金の支払 第25条～第26条 (略)	第6章 保険金の支払 第25条～第26条 (略)	
(保険金請求権の消滅時効) 第27条 保険金請求権は、次の各号に定められた日から<u>3</u>年を経過した場合、時効により消滅するものとする。 一～二 (略) 2 (略)	(保険金請求権の消滅時効) 第27条 保険金請求権は、次の各号に定められた日から<u>2</u>年を経過した場合、時効により消滅するものとする。 一～二 (略) 2 (略)	
第28条～第31条 (略)	第28条～第31条 (略)	
第7章 (略)	第7章 (略)	
第8章 雑則 第40条～第43条 (略)	第8章 雑則 第40条～第43条 (略)	
(約款の改正) <u>第44条 日本貿易保険は、法令の改正、社会情勢の変動、その他相当の事由がある場合に、この約款を改正することができる。</u>		
(手続事項) 第45条 この約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は、日本貿易保険が手続細則として別に定める。	(手続事項) 第44条 この約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は、日本貿易保険が手続細則として別に定める。	

新	旧	備考
(準拠法令) 第46条 この約款に定めていない事項については、法及びこれに基づく命令その他日本国の法令の定めるところによる。 <u>附 則</u> <u>この改正は、令和2年4月1日から実施する。</u>	(準拠法令) 第45条 この約款に定めていない事項については、法及びこれに基づく命令その他日本国の法令の定めるところによる。	